



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- | | |
|---|---|
| ○事業の認定・2件(用地課) | 1 |
| ○土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出(都市計画・モノレール課) | 4 |
| 公 告 | |
| ○特定調達契約に係る一般競争入札の公告(科学技術振興課) | 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了・2件(建築指導課) | 5 |

告 示

沖縄県告示第18号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年1月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 起業者の名称 金武町

2 事業の種類 伊芸海浜公園駐車場及び進入路整備工事

3 起業地

(1) 収用の部分 金武町字伊芸親田原地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

伊芸海浜公園駐車場及び進入路整備工事(以下「本件事業」という。)は、地方公共団体である金武町が事業主体となって、起業地内に伊芸海浜公園の駐車場及び進入路を整備するものであり、法第3条第32号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である金武町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条において本件事業を施行する権能を有する主体である。

さらに、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

伊芸海浜公園は、平成21年度に整備され、芝広場、ウォーキングコース、健康遊具、シャワー等の施設を備えており、地元保育園、幼稚園等の遠足や、老人会、青年会等の年中行事に頻繁に利用されている。また、隣接する伊芸ビーチでマリンスポーツ大会が開催される際には、伊芸海浜公園内の各種施設が有効活用され、円滑な大会運営に寄与している。今後も、町民の憩い、健康増進の場として、また、伊芸ビーチと伊芸海浜公園の一体的な活用による観光施設としての活用が期待できる施設である。

しかし、大型車両の駐車場が未整備のため、団体行事の際には路上に駐車している状況である。また、国道から公園への進入路が狭小で、車両の出入りが困難であるため、車両及び公園利用者の通行に危険が生じている。

本件事業は、このような状況に対応するために計画された。本件事業により、大型車両を収容できる駐車場の整備、進入路拡幅及び歩道整備を行う。それにより、路上駐車を解消し、歩行者の安全を確保することができる。また、本件事業で公園の利便性が向上することにより、さらなる利用者の増加にも対応することができる。

このように、本件事業は、公園利用者の利便性と安全性の向上及び地域の活性化に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき動植物及び文化財は見受けられない。また、万一発見された場合は、関係部署と協議し、適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、国道329号に接し公園への進入が容易であり、また、伊芸海浜公園の中央に位置し、公園内の各種施設を効率的に利用できることから選定した。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる公共の利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、伊芸海浜公園では大型車両の駐車場未整備による路上駐車が発生し、進入路も狭小で車両及び公園利用者の通行に支障を来たしていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足しているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 金武町建設課

沖縄県告示第19号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年1月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 起業者の名称 伊江村

2 事業の種類 伊江村花き選別施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 沖縄県国頭郡伊江村字川平下原地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

伊江村花き選別施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である伊江村が事業主体となって、起業地内に花き選別施設（以下「本施設」という。）を建設するものであり、法第3条第32号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伊江村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において本件事業を施行する権能を有する主体である。

さらに、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

伊江村は、1島1村の離島で、農業振興を主軸にした村づくりの展開を図っており、花き、葉たばこ、さとうきび等多様な品目が生産されている。なかでも輪菊は村内における作付面積は3位、出荷額は1位と、基幹作物として伊江村の農業に大きく寄与している。また、平成12年度には、伊江村は輪菊の第1号の沖縄県拠点産地の認定を受けており、花き産地の先導的役割を果たしてきた。

しかし、近年、作物間での労働力の競合、出荷シーズンにおける深夜までの輪菊の選別作業及び早朝からの出荷作業が植付け作業や管理作業と重なり農家にとって大きな負担となっており、経営規模の拡大及び担い手定着の妨げとなっている。

本件事業は、このような状況に対応するため計画されたものであり、輪菊の重量選別と結束を同一機械で行う自動結束ロボット付重量選別機及び水揚げ台等を備えた本施設を整備するものである。本件事業の施行により、輪菊の選別作業を省略化し余剰人力を管理作業に配分することで、生産性及び品質の向上や経営規模拡大を図るとともに、出荷規格の統一による地域ブランド化を推進するものである。

このように、本件事業は、伊江村の基幹作物である輪菊の生産振興を図るとともに、担い手の定着、本施設の整備に伴う新規雇用の創出等地域の活性化に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき動植物及び文化財は見受けられない。また、万一発見された場合は、関係部署と協議し、適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、集落から離れた位置にあり周辺住民への影響が少なく、工事の施工に適した地形及び地質であるとともに、隣接地には伊江村花き集出荷場施設があり、流通体制の強化が図れることから、選定されたものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、出荷シーズンにおける選別作業が農家の負担になっているため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収

用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足しているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 伊江村農林水産課

沖縄県告示第20号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、沖縄市から中部広域都市計画事業美里土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があった。

平成23年1月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成23年1月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 生物資源解析システム 1式
- (2) 調達する物品等の性質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成23年3月31日（木曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県工業技術センター 沖縄県うるま市宇州崎12番2

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成23年1月21日（金曜日）から同月31日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部科学技術振興課 ☎900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2560

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年2月3日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁舎11階第5会議室

5 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公團を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成23年1月21日（金曜日）から同月31日（月曜日）まで
(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県企画部科学技術振興課

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わぬもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企画部科学技術振興課
- (2) 場所 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成23年1月31日（月曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

12 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY :Bio-resources Analysis System (1 system)
- (2) DEADLINE FOR DELIVERY : March 31st, 2011
- (3) OPENING OF BIDS : February 3rd, 2011 (10:00 am)
- (4) POINT OF CONTACT : Science and Technology Promotion Division, DEPARTMENT OF PLANNING, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone : 098-866-2560

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年7月10日 沖縄県指令土第691号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字熱田2061番地
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字喜舎場288番1比嘉アパート102号 大城和也
5 檢査済証番号 平成23年1月13日 第2862号
6 工事完了年月日 平成23年1月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年8月31日 沖縄県指令土第789号、平成22年8月20日 沖縄県指令土第738号（変更）
2 開発区域に含まれる地域の名称 国頭村字安波1301番7
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 国頭村字辺土名121番地 国頭村長 宮城馨
5 檢査済証番号 平成23年1月17日 第2863号
6 工事完了年月日 平成22年12月20日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---